

月例報告書 2004年5月

後藤 貴裕

目次

) 現時点における人体実験に関する認識

1. 背景
2. マインドコントロール人体実験の手法
3. 実験の規模について
4. 乱用されてきた科学技術リスト
5. 参考特許
6. 加害組織のネットワークについての個人的推測

) Mind Justice の紹介

1. 会の経緯
2. 国際的な協力の計画
3. 被害者に対する助言 (Mind Justice より所収)

) その他

1. 言語ハラスメントの解析
2. 法的立件の根拠に関して
3. 被害者支援活動の計画
4. 今月の出来事

）現時点における人体実験に関する認識

1 . 背景

著書「BLUEBIRD」(Corin A. Ross, 2000)によると、精神医学的方法を悪用したマインドコントロールの人体実験は、1950年代にさかのぼる。機密解除された過去の人体実験計画名を列挙すると、「BLUEBIRD」(1950、翌年「ARTICHOKE」と改名)、「MKULTRA」(1953)、「MKSEARCH」(1964)と続く。その他の計画については、限られた情報の公開しかなく、「CHATTER」、「QKHILLTOP」、「MKDELTA」、「THIRD CHANCE」、「DERBY HAT」、「OFTEN/CHICKWIT」、「STARGATE」、「MKNAOMI」などが部分的に知られている。現在の数多くの被害に共通する特徴は、「ノン・リーサル・ウエポン（非致死兵器）」の利用が見られることだ。研究によると、電磁技術などを利用した神経操作技術は、1970年代には完成していた。その後のさらなる技術の進歩、人工衛星やコンピュータなどの発展によって、実験コストは著しく低下し、大規模な人体実験につながっていると考えられる。ノン・リーサル・ウエポンの特徴は、物質的な痕跡を残すことなく敵を破壊できることだ。高度な科学技術発展は、人々をますます無力にした。冷戦期にわたる、地球規模の情報操作の影響から、新兵器に関する認知が遅れている。このことは、苛酷な拷問の蔓延、被害者らの必要以上の混乱につながっている。

2 . マインドコントロール人体実験の手法

継続的な虐待・拷問による、精神システムの破壊。重度の虐待により、解離性同一障害などを発生することが知られている。拷問の種類としては、肉体的苦痛、侮蔑行為、監視などによる精神的圧迫、ストーリー、倫理・思想的虐待、性的虐待などが挙げられる。この種の人体実験の遂行は、人間を電子回路のようにみなす、冷酷かつメカニカルな視点に基準をおいているだろう。継続的な虐待の被害により、精神システムに不調が発生し、十分な精神活動が失われる。継続的破壊行為により、単調化された脳の挙動を観察して、何か発見しましたといった調子で、論文のテーマに流用しているのではだろうか。人体実験にさらされた被害者が、失命や再起不能、後遺障害に陥る危険性は非常に高い。

3 . 実験の規模について

この野蛮な活動は、世界規模で遂行されている。被害者であるという表明者の国別の数は、アメリカ 494、ロシア 400、日本 200、フランス 50、イギリス 27、ドイツ 20、オーストラリア 10 と続く（モユミール・ババケック氏による統計、暫定版による。アメリカの人数は上方修正されるだろう）。日本国内の被害者数の著しいことが、一目で理解できよう。無論、ここに計上されない数多くの被害者が存在する。実数としては、最低でも、十倍以上になるのではないかと推測している。これだけの報告がありながら、日本国内の反対活動はほとんどなきに近い。唯一活動をしている「組織犯罪としてある見えないテクノロジーによる被害者の会」も、盛んな取り組みをしているとはいえない。こういった消極的態度が、国内に広がっていることは、地球化の流れにおいて、将来、日本人が淘汰されてしまうのではないかという懸念

さえも起こす。

4 . 乱用されてきた科学技術リスト

LSD などの薬物

放射線物質の注射、大量の被爆

化学物質

生体物質

電極インプラント

ノン・リーサル・ウエポン

衛星技術やコンピュータ技術の援用

ノン・リーサル・ウエポンの「非致死」という呼び方は、疑問視されている（国際赤十字における討論など）。技術に関しては、考えられる限りの悪用がなされていると思ってよい。下で紹介する、Mind Justice には、詳細な研究の報告がある。私の見解では、読心や脳音声といった技術は、いくつかの特許資料などを参考にすれば、ほとんどの科学者が納得できる程度のレベルである。兵器技術自体は、完成されたものだ。上記以外にも、電磁場を使った遺伝子の工業操作など、驚くほど精緻な技術が存在しているという。

5 . 参考特許

関連のある特許とその番号を示す（すべて合衆国特許）。

ニューロフォン #3393279 1968/7/16, #3647970 1972/3/7

精神音声投影機 #3566347 1971/2/23

無音サブリミナルメッセージ 5159703 1992/10/27

意識状態を変化させる技術 (5123844 1992/6/23?), #5289438 1994/2/22

人の行動を変化させる方法 4717343 1988/1/5

超音波を介した会話コミュニケーションシステム 5539705 1996/7/23

マイクロ波兵器 4877027 1989/10/31, #4858612 1989/8/22

HAARP 技術 4686605 1987/4/11

6 . 加害組織のネットワークについての個人的推測

上位組織 (計画の立案、指示)

各国政府、軍事・諜報機関、マフィア、政治組織

アメリカ精神医学会を中心とする世界的つながり

グローバルメディア

学術組織の連携

下位集団 (遂行者)

警察、病院、司法関連業、教育機関

民間企業、店舗

メディア (テレビ・ラジオ・広告・インターネット等)

特定地域の住民、その他の内通市民。

) Mind Justice の紹介

1 . 会の経緯

アメリカ政府やその他各国の機関による非同意人体実験を終結させるため、チェリル・ウェルシュは1996年にCAHRA(Citizens Against Human Rights Abuse)を設立した。彼女は15年以上もこの問題に取り組んでいて、数多くの研究を発表している。ウェルシュは国連武装解除研究所らが主催する2002年のジェネバフォーラムにおいて、世界で5人のノン・リーサル・ウエポンのエキスパートに選ばれた。CAHRAは、今年の3月にMind Justiceへと改名している。現在、Mind Justiceには、アメリカを中心とする約500名の被害者が参加し、具体的な目標を持ち、盛んな活動を続けている。研究成果の質は非常に高い。

2 . 国際的な協力の計画

人体実験の地球規模の広がりがみられることから、国際的な被害者同士の協力が必要になっている。チェリル・ウェルシュから、ロシアとの連合に続いて、日本の被害者とも連合をつくったらどうかという提言をいただいた。できる限りの参加を希望する。周辺各国(韓国・中国)などにも、被害者がいる模様だ。活動範囲を広げれば、入手情報の質・量ともに豊富になるので、すすんで連絡を取られることをおすすめする。平和国家としての特色を持つ、日本独自でしか取り組めない活動もあると信ずる。世界的な流れに同調してばかりいる政治家に、国民までもがつかれてしまう必要はない。

3 . 被害者に対する助言 (Mind Justice より所収)

- a . 可能な限り、自分自身の生活を続けること
- b . 多くの被害者と接触をもて。そうすれば、身の回りでなにが起きているかを理解できる
- c . 逃亡のために無駄な散財をするな。この計画は地球規模で行われている。逃げ回って成功したという報告はない。
- d . 資料を作ること。費用をかける必要はない、数多くの被害者が、ありとあらゆる試みをしている。そこから学ぶことが重要だ。
- e . 専門家と接するときは、論述的な態度で。決して冷静さを失わないように。
- f . 原因究明に協力を求める。ただし、健康を取り戻し人生に復帰することが何よりも重要だ。
- g . 人間性の最悪の姿がここに現れている。冷酷な精神医療の計画による罠。同じ経験をしてきた被害者たちとの交流のゲーム。
- h . もしも能力があって望む意志があるならば、原因の解明などに役に立つ仕事を手がけて欲しい。
- i . 苛酷な拷問のかわりに、何かプラスの代償を得ること。

Mind Justice ホームページ

<http://www.mindjustice.org/>

日本語版 (作成中)

<http://www5f.biglobe.ne.jp/~terre/mindjusticejp/>

) その他

1 . 言語ハラスメントの解析

個人の過去や至近の行動や習慣、思考内容・形式、トラウマ的体験などが、詳細に偵察収集され精緻に分析されている。そのため、効果的な精神圧迫、トラウマの追体験などによる迫害を加えることが可能だ。また、社会・心理などの専門家の故意によって、標的者当人がはっきりと自覚できない形で、倫理・思想的な虐待（差別倫理による迫害など）に晒され続けていることも多いようだ。

2 . 法的立件の根拠に関して

人体実験・拷問を直に裁くための根拠となるのは、現在のところ、日本国憲法（基本権・公務員による拷問の禁止など）もしくは国際規約（国際人権規約その他）に限られるとみられる。それを補うため、一般の刑法（殺人・傷害など）や他の法令の適用が争点になるだろう。事実、被害内容は、多数の法令に違反している。日本の被害者の会は、組織的な犯罪としての立件を念頭に置いているようだ。

最後に一言付け加えておくと、私の知る限り、法体系は、決して、人間の虐待・拷問を奨励するために構築されるものではないし、絶対にそのようなことがあってはならない。

3 . 被害者支援活動の計画

医療・法律などの専門職や内通者による差別により、被害者が系統

的に虐げられている現状では、被害者支援のために、自前のサービスを提供する必要かもしれない。本来ならば、被害者らは、国際刑事裁判所などの認定を受け、犯罪被害者としてのケアを受ける権利を持っているはずだ。自前でできることとしては、第一に、被害者同士の交流体制を整えることが重要になる。この点、「組織犯罪としてある見えないテクノロジーによる被害者の会」の取り組みは足りない。第二に被害者が、正常に利用できる医療や福祉ケアの担い手を見つけなければならない。場合によっては、これも自前での整備が必要だ。被害者に共通する抑圧による徴候を十分に調べ上げ、対処法を作ることができるだろう。第三には、多くの被害者が、被害者の会や他の被害者を見つけられないまま、孤立している点がある。メディアによる長年にわたる黙殺が続いていることから、インターネットでの宣伝や広範なビラ配りなど、精力的に社会認知活動を進めることが重要である。

4 . 今月の出来事

国内の被害者らを尻目に、イラク人に対する虐待の報道が流れている。伝えられる虐待の内容は、私たちが受けているものと同種のものだ。物事の一部のみをとりあげ、残りの部分を覆い隠すことは、メディアによる常套手段である。しかしながら、こういった出来事を契機にして、被害者自らが情報を発信し世間の人に訴えることは、関心を広めるには効果的ではないだろうか。内外の協力によるアピールを、よりいっそう強めていきたい。あまり喜べないことだが、被害者の仲間は本当に多いようである。十分な相互支援体制の確立が望まれる。また、虐待を受けるには至っていないものの、潜在的に偵察などの対象にされている人の数は計り知れないだろう。